

看護学教育研究支援センター<教育研究実践支援部門>
研究支援申請者へのご案内

1. 対象者（10 名程度／年間）

佐賀県内に勤務し、看護研究の基礎（看護協会主催の研修等に準ずるもの）を履修している看護職者で、原則として①～③のいずれかに該当する方

- ① 過去に看護研究の経験があり、今後、施設内で看護研究の指導に携わる可能性がある方
- ② 将来、本学の大学院への進学を考えている方
- ③ ①②以外で、研究支援を希望し、本センター運営委員会にて承認を受けた方

2. 申請受諾の基準

申請者の研究計画立案から学会発表までの研究活動を最大 2 年間支援する。なお、修士の学位をもっている人や院内発表のための支援などは対象外とする。

3. 申請期間

- 前期：3 月 1 日から 4 月 30 日
- 後期：9 月 1 日から 10 月 31 日

4. 申請書の提出

- ・学外からの申請（組織）：研究支援申請書を「申請・報告受付フォーム」に提出する。
- ・学外からの申請（個人）：研究支援申請書を「申請・報告受付フォーム」に提出する。この際、上司の推薦書（様式自由）を提出すること。

5. 担当教員の決定方法

- 1) 申請目的に応じて担当教員を決定する。
- 2) 申請者より担当教員の希望があった場合、また既に担当する教員の内諾が得られている場合は、これを尊重する。

6. 支援方法

- 1) 研究支援期間は最大 2 年間とする（ただし支援期間の延長を希望する場合は新規の申請としての提出が可能）。
- 2) 担当窓口より、担当教員の連絡先を通知する（この時点から最大 2 年間の支援とする）。
- 3) 通知を受けた申請者は担当教員へ連絡し、研究を開始する。
- 4) 担当教員は、申請目的が達成できるように、支援者からの連絡内容をもとに支援する。
- 5) 研究支援は、原則として対面（大学）で行う。
- 6) 研究支援を辞退する場合は、速やかに担当教員に連絡すること。
- 7) 以下の場合には、本センターは支援を中止する。
 - ・担当教員あるいは本センターからの連絡に 2 か月以上応じない場合
 - ・過度な依頼と判断される場合
 - 例) 今日の〇時までには抄録修正を依頼
 - ・最大 2 年間の支援期間が経過した場合
 - ・担当教員による研究支援の継続に支障が生じた場合（担当教員の交替により支援継続可能と判断された場合には、この限りではない）

7. 報告書の提出

- 1) 申請者は、学会発表もしくは研究支援終了後 1 か月以内に、「研究支援報告書」および学会抄録を担当教員へ相談の上、「申請・報告受付フォーム」より提出する。本センターへ報告なく学会発表などが行われた場合や報告書等の提出がない場合は、申請者が所属する施設からのその後の新規研究支援を受けられない場合もある。
- 2) 申請者は、研究を中断する場合や学会発表に至らなかった場合に、その理由を記した報告書を「申請・報告受付フォーム」より提出する。提出がない場合は、申請者が所属する施設からのその後の新規研究支援を受けられない場合もある。

8. 大学内で利用できる設備

- 1) 大学内で学習する場合は、看護学科棟 2 階の看護学教育研究支援センターを利用する（使用マニュアルを参照）。
- 2) 図書館利用証発行申請書を図書館に提出・受理された方については、医学書（図書・雑誌）の貸し出し、および文献複写の申し込みが可能となる（場所や開館時間については、佐賀大学附属図書館の HP を参照）。